

## 練馬区電子入札実施要綱

平成18年10月19日

18練総経第810号

### (目的)

第1条 この要綱は、練馬区（以下「区」という。）が発注する契約案件において、一般財団法人GovTech東京が運営する電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）を使用して実施する電子入札（区の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する入札をいう。以下同じ。）を実施するに当たり、必要な事項を定め、利用者の利便性の向上ならびに入札制度のより一層の透明性、公正性および公平性の確保に資することを目的とする。

### (対象案件)

第2条 電子入札の対象とする案件（以下「対象案件」という。）は、つぎのとおりとする。

- (1) 建設工事等の請負契約
- (2) 物品の買入れその他の契約

### (電子入札の種類)

第3条 電子入札の種類は、つぎのとおりとする。

- (1) 制限付き一般競争入札（以下「一般競争」という。）
- (2) 希望制指名競争入札（以下「希望制指名競争」という。）
- (3) 指名競争入札（以下「指名競争」という。）
- (4) 見積競争による随意契約（以下「見積競争」という。）

### (予定価格の公表)

第4条 電子入札に付する契約については、当該契約に係る予定価格を公表することができる。

### (参加資格)

第5条 電子入札に参加しようとする者は、つぎの各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 電子調達サービスに登録していること。

(2) 対象案件ごとに、練馬区長（以下「区長」という。）が別に定める資格を有していること。

(3) 前2号のほか区長が必要と認める事項

（対象案件の公告）

第6条 電子入札（一般競争および希望制指名競争に限る。）により契約を締結しようとするときは、電子調達サービスおよび総務部経理用地課掲示板に掲示する方法により、対象案件について公告（公表を含む。以下同じ。）しなければならない。

2 前項の公告の内容等は、練馬区契約事務規則（昭和39年9月練馬区規則第6号）その他関係要綱の規定による。

3 指名競争および見積競争に係る公告は、行わない。ただし、予定価格1000万円以上の見積競争については、公告を行うことができる。

（参加申請）

第7条 電子入札（一般競争および希望制指名競争ならびに前条第3項ただし書の規定により公告を行う見積競争に限る。）に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、つぎの各号に定める書類を、電子調達サービスを使用して、前条に規定する公告において指定した日時までに到達するよう提出しなければならない。

(1) 一般競争および第6条第3項ただし書の規定により公告を行う見積競争の場合は、一般競争入札参加資格確認申請書その他の必要書類

(2) 希望制指名競争の場合は、希望票（工事案件の場合は希望票兼予定監理技術者等調書）その他の必要書類

（入札参加資格の審査）

第8条 前条第1号の規定により一般競争入札参加資格確認申請書の提出があった場合には、当該申請書を審査の上、入札参加資格の有無について決定し、電子調達サービスを使用して一般競争入札参加資格確認結果通知書により入札参加希望者に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、入札参加資格を無しとした場合は、一般競争入札参加資格確認結果通知書に理由を付して、入札参加希望者に通知するものとする。

( 入札参加の指名の通知等 )

第9条 第7条第2号の規定により希望票 ( 希望票兼予定監理技術者等調書を含む。以下同じ。 ) の提出があった場合には、当該希望票を審査の上、指名の有無について決定し、電子調達サービスを使用して指名通知書により入札参加希望者に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、非指名とした場合は、指名結果通知書に理由を付して、入札参加希望者に通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、区長が必要と認めたときは、希望制指名競争について入札参加者を指名することができるものとする。この場合において、入札参加者への通知は、次項の規定に準じて行う。

4 指名競争および見積競争については、区長が入札参加者を指名し、電子調達サービスを使用して指名通知書 ( 見積競争の場合は見積もり依頼通知書 ) により通知するものとする。

( 入札書等の提出 )

第10条 入札参加者は、入札価格 ( 見積競争の場合は、見積価格。以下同じ。 ) およびくじ番号を登録した入札書 ( 見積競争の場合は見積書。以下同じ。 ) ならびに区指定の工事費積算内訳書 ( 第6条の公告において指定した工事に限る。以下「内訳書」という。 ) を、電子調達サービスを使用して、あらかじめ指定した日時までに到達するよう提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された入札書および内訳書は、書換え、引き換えまたは撤回をすることができない。

3 入札の辞退は、入札書および内訳書到達後においても、開札までの間は認めるものとする。

( 入札書の受理 )

第11条 入札書を受領したときは、入札参加者に電子調達サービスによる入札書受理書 ( 見積競争の場合は、見積書受理書 ) を発行するものとする。

( 入札書の開札 )

第12条 開札は、電子調達サービスを使用し、あらかじめ指定した日時および場所において行う。その際、入札者を立ち合わせることができる。

2 開札を行う場合は、当該入札事務に関係のない区の職員1人以上を指名して立ち合わせるものとし、当該職員は開札結果を確認した後、電子調達サービスを使用して立会署名を行なうものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、一般競争において、区長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者および当該入札に関係のない区の職員を立ち合わせないことができる。

(入札の無効)

第13条 つぎの各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 予定価格を公表した入札において、内訳書が添付されていないもの(工事案件に限る。)

(2) 入札書と内訳書の合計金額が相違するもの(工事案件に限る。)

(3) 入札書の入札価格が予定価格を超えるもの(予定価格を公表した対象案件に限る。)または最低制限価格を下回るもの

(4) 前3号のほか、明らかに不適正と認められるもの

第14条 削除

(くじによる落札者の決定)

第15条 開札の結果、落札予定となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者があらかじめ登録したくじ番号に基づき、電子調達サービスにおいてくじ引きを行い落札者を決定するものとする。

(落札者の決定)

第16条 落札者が決定した場合は、電子調達サービスにより当該落札者に落札決定通知書を発行するものとする。

(入札結果の公表)

第17条 入札の結果は遅延なく公表するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

付 則(平成20年1月31日19練総経第1021号)

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

付 則（平成23年9月30日23練総経第598号）

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

付 則（平成24年1月31日23練総経第928号）

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

付 則（平成24年3月29日23練総経第1260号）

この要綱は、平成24年3月29日から施行する。

付 則（令和6年3月19日5練総経第2343号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。